

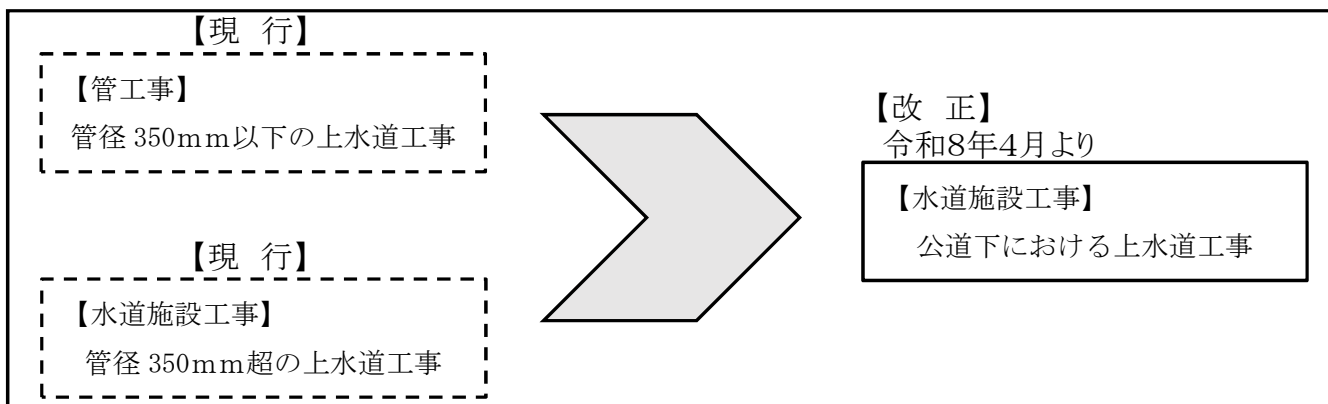
建設工事競争入札参加資格の工事種別移行について(お知らせ)

1 内 容

前橋市では、公道下における上水道等の取水、浄水、配水等の施設である配水管布設工事等の競争入札にあたり、管径350mm以下の上水道工事については管工事、管径350mm超の上水道工事については、水道施設工事として入札を執行しています。

しかしながら、建設業法第2条第1項において、上水道施設における建設工事の業種区分の考え方は、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』となっております。

そのため、法令等の規定に則って公道下における上水道等の取水、浄水、配水等の配水管工事を管径に関わらず水道施設工事として入札を執行することになりました。



2 改正時期

【令和8年4月(予定)以降に入札公告または指名通知する案件から変更します。】
令和8・9年度入札参加資格定期申請については、水道施設工事で申請してください。

3 経過措置

【令和7年度末までの工事については、従来通り「管工事」での発注を行います。】
令和6・7年度入札参加資格定期申請については、管工事で申請してください。
ただし、入札参加条件で水道施設工事の建設業許可が必要となりますので、必ず水道施設工事の建設業許可を取得してください。

4 移行条件

- 水道施設工事の建設業許可を取得するために必要となる専任技術者の配置
ア 国家資格者「1級、2級土木施工管理技士など」
イ 実務経験者
- 水道施設工事の建設業許可・経営事項審査結果を得ること。
- 決算変更届を作成し経営事項審査の完成工事高を管工事から水道施設工事に移行すること。
- 令和8・9年度の入札参加資格申請は、水道施設工事で入札参加登録すること。

5 スケジュール

工事種別移行までのスケジュールについては、別紙をご参照ください。

お問い合わせ
契約監理課 審査契約室
TEL 027-898-6298